

（仮称）宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

よくあるお問い合わせについて

目次

＜特に問い合わせの多いご質問＞		更新	頁
Q0-1	申請する際に、協力要請期間における休業又は営業時間短縮が確認できる書類は必要ですか。		1頁
Q0-2	NPO法人や農業法人などは協力金の申請ができますか？		1頁
Q0-3	床面積の合計が100㎡以下の学習塾は協力金の対象となりますか？		1頁
Q0-4	宴会場のあるホテルが宴会場のみ営業を停止し、ホテルの営業を継続した場合、支給対象となりますか？ 【4/24取扱変更】		1頁
Q0-5	同一市町村内に、ともに休業対象である店舗Aと店舗Bを営業している場合、協力金はどのように申請すればよいでしょうか。（店舗毎に申請するのでしょうか。）		2頁
Q0-6	休業要請対象の店舗を3店舗経営しており、店舗AとBが仙台市、店舗Cが石巻市にあります。どのように申請すればよいでしょうか。		2頁
Q0-7	パチンコ店の景品交換所は協力金の対象となりますか？		2頁

＜1 支給対象について＞		更新	頁
Q1-1	誰がこの協力金を受け取れるのですか？		3頁
Q1-2	本社は東京ですが、宮城県内に店舗があります。協力金の対象となりますか。		3頁
Q1-3	休業要請の対象施設は、具体的にどこで確認できますか？		3頁
Q1-4	飲食店の場合、どのような場合に、協力金の対象となりますか。		3頁
Q1-5	もともとの営業時間が、9時から17時までの喫茶店です。自分の飲食店も、営業時間を短縮すれば、協力金の支給対象になりますか？		3頁
Q1-6	毎週月曜から水曜は20時まで、木曜から日曜は23時までの営業時間で居酒屋を営んでいます。営業時間を毎日20時までに短縮すれば、協力金の対象となりますか？		4頁

Q1-7	夜間営業している飲食店が20時以降はテークアウトサービスのみで切り替えて営業を継続した場合は、協力金の対象となりますか？		4頁
Q1-8	飲食店がテークアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか？		4頁
Q1-9	キッチンカーでテークアウトの飲食業を行っています。飲食店と同じように休業や時間短縮をした場合、協力金の対象となりますか？		4頁
Q1-10	カラオケ喫茶など、明確に業種（カラオケボックス／喫茶店）を分類できない場合は、どうしたらよいですか？		4頁
Q1-11	カラオケ喫茶を営業しています。感染防止の観点から、カラオケを辞めて、喫茶店として営業しようと思いましたが、問題はないでしょうか？		4頁
Q1-12	昼は飲食店、夜はバーとして、業種を変えて営業している場合、どちらの業種で判断すればよいでしょうか？		5頁
Q1-13	百貨店・商業施設等にテナントとして入居していますが、支給対象となりますか？		5頁
Q1-14	休業をお願いしている商業施設のうち、100㎡以下の広さの場合は営業可能となっていますが、休業した場合には支給対象となりますか？		5頁
Q1-15	1,000㎡を超えるオフィスビルの中で、学習塾を営んでいる場合は、休業要請の対象となりますか？		5頁
Q1-16	一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。この場合は、どうすれば支給対象となりますか？	○	5頁
Q1-17	複数の店舗を持つ事業者は、全店舗を休業しないといけませんか？		6頁
Q1-18	宴会場のあるホテルを全館休業した場合は、支給対象となりますか？		6頁
Q1-19	宴会場のあるホテルが宴会場のみ営業を停止し、ホテルの営業を継続した場合、支給対象となりますか？ 【4/24 取扱変更】		6頁
Q1-20	施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？		6頁
Q1-21	休業要請の対象でない施設の事業者が自主的に休業した場合は対象となりますか？		6頁
Q1-22	理髪店、美容院は協力金の対象となりますか？		6頁

Q1-23	学習塾は床面積の合計が1,000㎡を超えるものが休業要請の対象ですが、1,000㎡以下の学習塾は協力金の対象となりますか？		7頁
Q1-24	そろばん教室やバレエ教室、体操教室等を200㎡の施設で行っています。協力金の対象になりますか。		7頁
Q1-25	施設を運営していなければ支給対象とならないということですが、デリバリーヘルスを営業している場合は、支給の対象となりますか？		7頁
Q1-26	事業を始めたばかりだが、休業に協力した場合、支給対象となりますか？		7頁
Q1-27	アパレルショップ、洋品店、呉服店は協力金の支給対象になりますか？		7頁
Q1-28	パチンコ店の景品交換所は協力金の対象となりますか？		7頁
Q1-29	百貨店・商業施設等にテナントとして入居している飲食店で、飲食スペースがフードコートの場合、協力金の対象となりますか？		8頁
Q1-30	<u>コンビニのイートインスペースの利用を中止したら協力金の対象となりますか？</u>	○	8頁

<2 休業の期間について>		更新	頁
Q2-1	「全面的に休業等に協力する」とは、どういうことですか？		9頁
Q2-2	県の緊急事態宣言に合わせ、4月17日から休業しています。この場合も、協力金の対象となりますか？		9頁
Q2-3	協力金の支給対象となる期間は、少なくとも4月25日からの全期間休業する必要があるとのことですが、25日は店舗を開けてしまいました。協力金はもらえないのですか？		9頁
Q2-4	食事提供施設の夜8時までの営業とはどういう意味ですか。		9頁

< 3 申請窓口・申請手続き等について >		更新	頁
Q3-1	申請書は、どこでどのように提出すればいいのでしょうか？		10頁
Q3-2	いつから申請受付が始まりますか？支給はいつごろになりますか。	○	10頁

< 4 協力金について >		更新	頁
Q4-1	協力金はいくらもらえますか？		11頁
Q4-2	宮城県の協力金と国の持続化給付金（上限 中小企業等：200万円，個人事業者等：100万円）の両方に申請することはできますか。		11頁
Q4-3	休業要請対象の店舗を3店舗経営しており，店舗AとBが仙台市，店舗Cが石巻市にあります。どのように申請すればよいでしょうか。		11頁

■よくあるお問い合わせについて

【特に問い合わせの多いご質問】

<申請書類について>

Q0-1 申請する際に、協力要請期間における休業又は営業時間短縮が確認できる書類は必要ですか。

- 必要となります。詳細については検討中ですが、具体的には、帳簿、休業期間又は営業時間短縮を告知するチラシ・ポスター等を想定していますが、極力簡便なかたちで申請いただけるようにする予定です。

<協力金の支給対象について>

Q0-2 NPO法人や農業法人などは協力金の申請ができますか？

- 大企業を除き、宮城県の要請に応じて休止や営業時間短縮を行った施設を運営する全ての方が対象となります。中小企業や個人事業主のほか、NPO法人や農業法人、社会福祉法人等も対象です。

<床面積の合計が100㎡以下の施設の取扱いについて>

Q0-3 床面積の合計が100㎡以下の学習塾は協力金の対象となりますか？

- 床面積の合計が100㎡以下の学習塾も、原則として、100㎡以上の学習塾と同様に休業要請の対象ですが、例外として、営業を継続する(＝休業しない)場合は適切な感染防止の対策を徹底することとされています。よって、施設の使用を停止すれば協力金の支給対象となり、営業を継続すれば協力金の支給対象にはなりません。

<ホテル(行楽を目的とする宿泊施設等)について>

Q0-4 宴会場のあるホテルが宴会場のみ営業を停止し、ホテルの営業を継続した場合、支給対象となりますか？【4/24取扱変更】

- ホテルの営業については、主たる目的が「行楽を目的」とする宿泊施設は、「休業要請」の対象施設となります。このため、全館使用停止をすれば、協力金の対象となります。
主たる目的が「行楽を目的」とする宿泊施設以外については、休業要請の対象となっている宴会場などの集会に供する部分を使用停止にした場合に、協力金の対象となります。

<複数店舗を営んでいる場合の申請について>

Q0-5 同一市町村内に、ともに休業対象である店舗Aと店舗Bを営業している場合、協力金はどのように申請すればよいでしょうか。(店舗毎に申請するのでしょうか。)

- 同一市町村内に複数の店舗・施設を有していても、1事業者1申請となります。
なお、要請期間中、同一市町村内の休業対象又は営業時間短縮となる全ての店舗についてご協力をいただいた場合に限り、支給対象となります。(Q1-17を参照のこと。)
また、店舗の所在する市町村が異なる場合は、Q0-6又はQ4-3をご覧ください。

Q0-6 休業要請対象の店舗を3店舗経営しており、店舗AとBが仙台市、店舗Cが石巻市にあります。どのように申請すればよいでしょうか。

- 休業あるいは営業時間を短縮している店舗の所在している市町村毎に申請いただくこととなります。したがって、仙台市と石巻市にそれぞれ1件ずつ申請が可能です。

<パチンコ店の景品交換所について>

Q0-7 パチンコ店の景品交換所は協力金の対象となりますか？

- パチンコ店の景品交換所については、休業等に全面的な協力を行った場合は対象となります。

<1 支給対象について>

Q1-1 誰がこの協力金を受け取れるのですか？

- 「宮城県における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する方（大企業を除く。）が、休業の要請等に全面的な協力を行った場合に受け取れます。自主的な休止や営業時間の短縮は対象とはなりません。

Q1-2 本社は東京ですが、宮城県内に店舗があります。協力金の対象となりますか。

- 県内に「事業所」があれば、対象となります。

Q1-3 休業要請の対象施設は、具体的にどこで確認できますか？

- [宮城県新型コロナウイルス感染症対策サイトホームページ](#)（休業要請を行う施設・協力依頼を行う施設（具体例））をご覧ください。
また、基本的に休業要請を行わない施設（対象外）についても（[基本的に休業要請を行わない施設（具体例）](#)）に掲載されていますので、参考にしてください。

Q1-4 飲食店の場合、どのような場合に、協力金の対象となりますか。

- 例えば、22時まで営業していた店舗が、20時までの営業に短縮するなど、5時から20時までの間の営業に短縮した場合に対象となります。営業を終日休業した場合も対象となります。なお、酒類の提供は19時までとなります。
また、もともと20時まで営業していた店舗で酒類の提供も20時までとしていた場合、営業時間の短縮要請を受けて、酒類の提供を19時までに短縮した場合も協力金の対象となります。この場合、終日休業した場合も対象となります。

Q1-5 もともとの営業時間が、9時から17時までの喫茶店です。自分の飲食店も、営業時間を短縮すれば、協力金の支給対象になりますか？

- 支給対象にはなりません。営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと5時から20時の範囲内で営業していた飲食店は休業要請の対象外のため、協力金の支給対象外です。仮に、終日休業した場合であっても対象外です。

Q1-6 毎週月曜から水曜は20時まで、木曜から日曜は23時までの営業時間で居酒屋を営んでいます。営業時間を毎日20時、酒類の提供を19時までに短縮すれば、協力金の対象となりますか？

- 対象となります。

Q1-7 夜間営業している飲食店が20時以降はテークアウトサービスのみで切り替えて営業を継続した場合は、協力金の対象となりますか？

- 20時から5時までの間、店舗等の施設を使用した営業を行わなければ、対象となります。なお、客を入れずに厨房のみ使用してテークアウトサービスを行うことは可能です。

Q1-8 飲食店がテークアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか？

- 店内飲食の営業時間を短縮し、20時から5時まで店舗等の施設を使用した営業を行わない場合は、対象となります。なお、Q1-7のとおり、この時間帯にテークアウトサービスを行っていても、対象となります。

Q1-9 キッチンカーでテークアウトの飲食業を行っています。飲食店と同じように休業や時間短縮をした場合、協力金の対象となりますか？

- テークアウトのみの営業形態では、施設の使用停止を伴わないため、休業要請の対象外となります。したがって協力金の支給対象外となります。

Q1-10 カラオケ喫茶など、明確に業種（カラオケボックス／喫茶店）を分類できない場合は、どうしたらよいですか？

- 主な事業が、どの「種類」にあたるかによりご判断ください。主な事業が、「カラオケボックス」であれば、休業要請の対象となります。

Q1-11 カラオケ喫茶を営んでいます。感染防止の観点から、カラオケを辞めて、喫茶店として営業しようと思いますが、問題はないでしょうか？

- 喫茶店の場合も、感染防止の観点から、20時以降の施設の使用停止をお願いしています。もともと23時まで営業していたお店を20時までとするなど、営業時間の短縮に協力いただいた場合は、協力金の支給対象になります。

Q1-12 昼は飲食店、夜はバーとして、業種を変えて営業している場合、どちらの業種で判断すればよいでしょうか？

- 売り上げや、営業時間などから考えて、お店の主たる事業の「種類」で休業対象となるかをご判断ください。主な事業が、「飲食店」であれば、休業要請の対象ではありませんが、営業時間短縮要請の対象となります。

Q1-13 百貨店・商業施設等にテナントとして入居していますが、支給対象となりますか？

- ご自身のテナントが県の休業あるいは営業時間短縮の対象施設であり、かつ、要請に応じて休業等を行っていただければ支給対象となります。

Q1-14 休業をお願いしている商業施設のうち、100 m²以下の広さの場合は営業可能となっていますが、休業した場合には支給対象となりますか？

- 生活に必要な商品やサービスを提供する店舗以外の店舗や事業所は、原則として休業をお願いしています。したがって、100 m²以下であっても、休業した場合は対象となります。

Q1-15 1,000 m²を超えるオフィスビルの中で、学習塾を経営している場合は、休業要請の対象となりますか？

- 「大学・学習塾等」については、床面積に関わらず、休業等に全面的な協力を行った場合は対象となります。

Q1-16 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。この場合は、どうすれば支給対象となりますか？

- 例えば本屋（休業要請対象外）とDVD／ビデオショップ（休業要請対象）が混在している場合で、DVD／ビデオショップ部分を明確に区分して休業する場合、支給対象となります。また、場所だけでなく、休業要請の対象となっている事業とそれ以外の事業を明確に区分して休業できる場合は、支給対象となります。なお、この場合、店舗全体を休業した場合も対象となります。

（例）もともと美容室とまつ毛エクステーションを営業している場合、休業要請の対象となっているまつ毛エクステーションのみを休業する場合など。

Q1-17 複数の店舗を持つ事業者は、全店舗を休業しないといけませんか？

- 休業要請の趣旨をご理解いただき、休業対象及び営業時間短縮となる全ての店舗の休業にご協力をお願いします。なお、店舗Aが休業対象、店舗Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは店舗Aだけで構いません。

Q1-18 宴会場のあるホテルを全館休業した場合は、支給対象となりますか？

- 休業要請の対象となる宴会場の使用を停止しているため、対象となります。

Q1-19 宴会場のあるホテルが宴会場のみ営業を停止し、ホテルの営業を継続した場合、支給対象となりますか？【4/24 取扱変更】

- ホテルの営業については、主たる目的が「行楽を目的」とする宿泊施設は、「休業要請」の対象施設となります。このため、全館使用停止をすれば、協力金の対象となります。
主たる目的が「行楽を目的」とする宿泊施設以外については、休業要請の対象となっている宴会場などの集会に供する部分を使用停止にした場合に、協力金の対象となります。

Q1-20 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

- 休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。
(例) 他者が所有する店舗に出張して、業務を行っている者は対象となりません。

Q1-21 休業要請の対象でない施設の事業者が自主的に休業した場合は対象となりますか？

- 県の要請に応じていただいた方への協力金ですので、自主的な休業については対象となりません。

Q1-22 理髪店、美容院は協力金の対象となりますか？

- 理髪店、美容院は休業要請の対象施設ではないため、協力金の支給対象外です。

Q1-23 学習塾は床面積の合計が1,000㎡を超えるものが休業要請の対象ですが、1,000㎡以下の学習塾は協力金の対象となりますか？

- 休業要請に応じて施設の利用を停止すれば、床面積の合計が100㎡以下の学習塾も含めて、協力金の支給対象となります。

Q1-24 そろばん教室やバレエ教室、体操教室等を200㎡の施設で行っています。協力金の対象になりますか。

- 「大学・学習塾等」に該当するものは、床面積に関わらず支給対象となります。

Q1-25 施設を運営していなければ支給対象とならないということですが、デリバリーヘルスを営業している場合は、支給の対象となりますか？

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、デリバリーヘルスは休業要請の対象となっていますが、協力金は休業等の要請をされている施設を運営する事業者が対象であるため、店舗等の施設を運営していない場合は、対象となりません。
(例) 他者が所有する店舗等に出張して、業務を行っている者は対象となりません。

Q1-26 事業を始めたばかりだが、休業に協力した場合、支給対象となりますか？

- 緊急事態措置期間開始より前(令和2年4月24日以前)の営業活動が確認できる場合は、対象となります。

Q1-27 アパレルショップ、洋品店、呉服店は協力金の支給対象になりますか？

- 主に洋服を販売する店舗は、休業要請の対象外であるため、休業しても協力金の支給対象にはなりません。

Q1-28 パチンコ店の景品交換所は協力金の対象となりますか？

- パチンコ店の景品交換所については、休業等に全面的な協力を行った場合は対象となります。

Q1-29 百貨店・商業施設等にテナントとして入居している飲食店で、飲食スペースがフードコートの場合、協力金の対象となりますか？

- 百貨店・商業施設等にテナントとして入居している飲食店で、飲食スペースがフードコートのみの場合、協力金の支給対象にはなりません。(飲食店については、営業時間短縮の要請等に伴い、自らが運営している飲食スペースの使用停止を行うことが支給要件となります。)

Q1-30 コンビニのイートインスペースの利用を中止したら協力金の対象となりますか？

- 売り場とイートインスペースが明確に区分でき、飲食店営業許可を取得している場合で、もともとイートインスペースを20時から5時までの間に開けていたところ、要請期間中(4月25日から5月6日まで)の20時から5時まで使用を中止した場合に対象となります。この場合、終日使用を中止した場合も対象となります。

<2 休業の期間について>

Q2-1 「全面的に休業等に協力する」とは、どういうことですか？

- 休業協力要請の全期間（令和2年4月25日から令和2年5月6日までのすべての期間）において休業等（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力いただくことをいいます。

Q2-2 県の緊急事態宣言に合わせ、4月17日から休業しています。この場合も、協力金の対象となりますか？

- 休業要請の全期間（令和2年4月25日から令和2年5月6日まで）休業すれば、支給対象となります。

Q2-3 協力金の支給対象となる期間は、少なくとも4月25日からの全期間休業する必要がありますが、25日は店舗を開けてしまいました。協力金はもらえないのですか？

- 休業要請対象となる施設は、令和2年4月21日に公表させていただきました。令和2年4月22日から休業いただきたいところではありますが、休業への準備期間を確保し、令和2年4月25日から令和2年5月6日までの全期間、対応いただける方に支給します。そのため、この事例では支給の対象となりません。

Q2-4 食事提供施設の夜8時までの営業とはどういう意味ですか。

- お客様に営業時間が夜8時までであることを伝え、8時までに退店するよう促して、閉店してください。

<3 申請窓口・申請手続き等について>

Q3-1 申請書は、どこでどのように提出すればいいのでしょうか？

- 申請窓口は、施設（事業所、店舗等）の所在する市町村になります。
- 市町村毎の申請の受付開始日時や申請書類等については、決まり次第、随時ホームページ等を通じてお知らせいたします。また、申請方法はほとんどの市町村で原則、郵送での申請を予定しております。

なお、詳細は宮城県ホームページ（[新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の各市町村担当窓口のご案内](#)）をご確認下さい。

Q3-2 いつから申請受付が始まりますか？支給はいつごろになりますか。

- 市町村毎の申請の受付開始日時や申請書類等については、決まり次第、随時ホームページ等を通じてお知らせいたします。また、支給開始（予定）についても、随時ホームページ等を通じてお知らせいたします。

なお、詳細は宮城県ホームページ（[新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の各市町村担当窓口のご案内](#)）をご確認下さい。

【5月13日時点】 県内17市町村（仙台市、気仙沼市、白石市、角田市、多賀城市、岩沼市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、亘理町、大和町、大衡村、色麻町、女川町）で申請受付を開始しています。

<4 協力金について>

Q4-1 協力金はいくらもらえますか？

- 県の休業要請に対する協力金は申請1件につき、県・市町村から原則として30万円を支給する予定です。(営業時間を短縮する場合も同様です。)

ただし、仙台市など事業所の所在する市町村によっては、金額が異なる場合がありますので、ご確認ください。

Q4-2 宮城県の協力金と国の持続化給付金(上限 中小企業等:200万円, 個人事業者等:100万円)の両方に申請することはできますか。

- 可能です。

Q4-3 休業要請対象の店舗を3店舗経営しており、店舗AとBが仙台市、店舗Cが石巻市にあります。どのように申請すればよいでしょうか。

- 休業あるいは営業時間を短縮している店舗の所在している市町村毎に申請いただくこととなります。したがって、仙台市と石巻市にそれぞれ1件ずつ申請が可能です。